(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字下宮尻一四四番一から同県西伯郡大山町田中字屋敷下通九三四番二まで	前	一一・五〇～一二・二八四メートル	七八・八〇一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一一・五〇～一二・二八四メートル B 一〇・八九～一一・六〇一メートル	A 七八・八〇一キロメートル B 一七一・六〇一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡北栄町大谷字西浜田三二六四番一から同県西伯郡大山町栄田字六ツ塚原六五五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県西伯郡大山町田中字屋敷下通九三二番二から同町田中字清水尻一〇四〇番三まで	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
鳥取県東伯郡北栄町大谷字西浜田三二六三番から同県西伯郡大山町栄田字六ツ塚原六五五番五まで	一〇・六四～一四四・八メートル	一三・二五九キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十三年二月二十七日

○九州地方整備局告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間九州地方整備局及び同局福岡国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百九十七号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
福岡市西区拾六町一丁目二番一から同市西区拾六町一丁目二五〇番六まで	六・三三～三八・四〇メートル	〇・八六七キロメートル

四　指定する期日　平成二十三年二月二十五日

○九州地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑字垣添六二四三番一から同町大字戸畑字北平川六三七九番二まで	前	九・〇〇～三一・六〇〇メートル	〇・五七二キロメートル
	後	一三・〇〇～三七・六〇〇メートル	〇・五七二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	玉名市立願寺字松尾一三八九番一から同市岱明町西照寺字大浦六五九番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
四百九十七号	福岡市西区拾六町一丁目二番一から同市西区拾六町一丁目二五二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月二十六日

○九州地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
垂水市海潟字迫田一七一一番二から同市海潟字脇登一九九〇番まで	前	一七・五〇～四一・八〇メートル	〇・四三三キロメートル
	後	一五・〇〇～二七・四〇メートル	〇・四三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所